

実績報告書・処遇改善報告書等について

1 平成23年度介護職員処遇改善交付金の「実績報告書」及び「処遇改善報告書」の提出等について

- 「実績報告書」及び「処遇改善報告書」の提出期限
「実績報告書」(様式第6号及び様式第6号添付書類)は、平成24年4月27日(金)までに提出してください。
「処遇改善報告書」(様式第8号及び様式第8号添付書類1、添付書類2、添付書類3)は、平成24年5月31日(金)までに提出してください。

2 平成24年度介護職員処遇改善交付金の「実績報告書」及び「処遇改善報告書」の提出等について

- 「実績報告書」及び「処遇改善報告書」の提出期限
「実績報告書」(様式第6号及び様式第6号添付書類)は、平成24年8月31日(金)までに提出してください。
「処遇改善報告書」(様式第8号及び様式第8号添付書類1、添付書類2、添付書類3)は、平成24年9月28日(金)までに提出してください。

3 実績報告様式は福島県介護保険室ホームページ下段にあるメニューの項目「介護職員処遇改善交付金について」をクリックして、提出書類の●実績報告書類から取得してください。

4 介護職員処遇改善交付金の「実績報告書」及び「処遇改善報告書」の提出先について

次の保健福祉事務所等に、郵送又は持参により、提出してください。

提出先	電話番号	対象事業所
県北保健福祉事務所	024-534-4156	県北地方の介護保険事業所
県中保健福祉事務所	0248-75-7808	県中地方の介護保険事業所
県南保健福祉事務所	0248-22-5478	県南地方の介護保険事業所
会津保健福祉事務所	0242-29-5272	会津地方の介護保険事業所
南会津保健福祉事務所	0241-63-0305	南会津地方の介護保険事業所
相双保健福祉事務所	0244-26-1132	相双地方の介護保険事業所
いわき地方振興局	0246-24-6204	いわき地方の介護保険事業所

5 お問い合わせ先

〒960-8170 福島市杉妻町 2-16 福島県介護保険室 さいとう あんざい 斉藤又は安齋
電話 024-521-7746・FAX024-521-7748

6 実績報告書類の作成方法

ア 「実績報告書」の例

様式第6号

提出期限を守って下さい

平成24年4月27日

福島県知事 様

(所在地) 福島市杉妻町2-16

報告者(名称) 社会福祉法人 ○○○会

(代表者) 理事長 □□ △△

印

平成23年度介護職員処遇改善交付金実績報告書

平成23年度分の表記交付金の実績を下記のとおり報告します。

記

代表者印です

交付金の総額 12,696,981円

(内訳)

平成23年 4月	999,679円
平成23年 5月	986,888円
平成23年 6月	1,007,447円
平成23年 7月	989,002円
平成23年 8月	1,062,765円
平成23年 9月	1,109,453円
平成23年10月	1,004,086円
平成23年11月	1,211,709円
平成23年12月	1,067,762円
平成24年 1月	1,009,194円
平成24年 2月	1,034,498円
平成24年 3月	1,214,498円

平成23年4月から平成24年3月
までの期間が該当します

(基本は国保連からの支給明細をその
まま転記。しかし、過誤調整しきれ
ず、交付金の直接返還があるときは
それを除いた額)

※複数事業所をまとめて申請している場合は、「様式第6号添付書類」も忘れないで提出して下さい。

様式第6号添付書類

事業所 番号	事業所名	交付金受給額(円)												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0001	A 訪問介護	100,679	100,888	100,447	100,002	100,765	100,453	100,086	100,709	100,762	100,194	100,498	100,498	1,205,981
0002	B 通所介護	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	2,400,000
0003	C 老健	699,000	686,000	707,000	689,000	762,000	809,000	704,000	911,000	767,000	709,000	734,000	914,000	9,091,000
	計	999,679	986,888	1,007,447	989,002	1,062,765	1,109,453	1,004,086	1,211,709	1,067,762	1,009,194	1,034,498	1,214,498	12,696,981

実績報告書と金額が一致すること

イ 「処遇改善報告書」の例

介護職員処遇改善計画書の「交付金による賃金改善実施期間」と一致します

介護職員処遇改善計画書の「賃金改善を行う方法」を
具体化させ、実施した概要になります

A:すべての介護職員の介護に従事した時間数(②の賃金改善実施期間中の総時間数)
B:②の賃金改善実施期間の日数
C:就業規則等に定められた、常勤者が週あたり勤務すべき労働時間数

$A \div B \times 7 \text{日} + C \times 12 \text{ヶ月}$ = 介護職員
常勤換算数(小数点第2位以下切り捨て)

様式第8号

介護職員処遇改善報告書(平成23年度)

①	平成23年度分交付金受給総額	12,696,981円
②	交付金による賃金改善実施期間	平成23年3月～平成24年2月
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	739.7人
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	144,836,616円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	226,413円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること) この事例では、法定福利費等を含めない金額で交付金受給総額を上回っており、法定福利費を含めていないので、二重線で消しています	介護職員97名(常勤47名、非常勤50名)に、平成23年3月から平成24年2月までの1年間、給与と併せて処遇改善特別手当を月額平均で常勤15,130円、非常勤8,820円支給した。
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	12,700,890円
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	12,700,890円
⑪	交付金余剰額(①-⑩)	0円
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	17,170円

※①については、(添付書類1)により内訳を添付すること。

※⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意様式)

※⑧又は⑨については該当がある場合は、(添付書類3)を添付すること。

介護職員処遇改善交付金事業の結果を上記のとおり報告します。

なお、記載内容は事実と相違ないことを証明いたします。

平成24年5月31日

福島県知事 様

提出期限を守って下さい

(法人名) 社会福祉法人 ○○○会

様式第8号(添付書類2)(参考様式)

報告者

介護職員処遇改善報告書(賃金改善額
総括表)を参考に作成して下さい

(代表者) 理事長 □□ △△ 印

代表者印です

該当ないので
空欄です

交付金余剰額が
ゼロなので0円
と記載します

県内に複数の事業所が無い場合でも、様式第8号(添付書類1)を提出してください。

様式第8号(添付書類1)

介護職員処遇改善報告書(都道府県内事業所等一覧表)

報告者(名称)	社会福祉法人 ○○○会
---------	-------------

介護保険事業所番号	事業所名	サービス名	交付金受給額
0770000001	A 訪問介護	(介護予防) 訪問介護	1,205,981円
0770000002	B 通所介護	(介護予防) 通所介護	2,400,000円
0770000003	C 老健	介護老人保健施設	9,091,000円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

※複数の事業所について一括して申請した場合のみ様式第8号に添付すること。

ページ数	総ページ数
	/

※ 他の都道府県にも事業所があり、かつ、当該他の都道府県の事業所と交付金をやり取りした場合は、「様式第8号（添付書類3）」も忘れないで提出して下さい。

様式第8号（添付書類3）

介護職員処遇改善報告書（都道府県状況一覧表）

法人名		
都 道	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資	他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原
府 県	として充当した額（様式第8号の㊸に相当する額を記載すること）	資として改善した額（様式第8号の㊹に相当する額を記載すること）
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
~~~~~		
沖縄県	円	円
全国計	円	円

※本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

※他の都道府県にも事業所があり、かつ、当該他の都道府県の事業所と交付金をやり取りした場合のみ様式第8号に添付すること。

ウ 「実績報告書」と「処遇改善報告書」の金額の突合について

様式第6号

平成24年4月27日

福島県知事 様

(所在地)  
報告者 (法人名) 社会福祉法人 ○○○会  
(代表者) 理事長 □□ △△



平成23年度介護職員処遇改善交付金実績報告書  
平成23年度分の表記交付金の実績を下記のとおり報告します。

記

交付金の総額	12,696,981円
(内訳)	
平成22年 4月	999,679円
平成22年 5月	986,888円
平成22年 6月	1,007,447円
平成22年 7月	989,002円
平成22年 8月	1,062,765円
平成22年 9月	1,109,453円
平成22年10月	1,004,086円
平成22年11月	1,211,709円
平成22年12月	1,067,762円
平成23年 1月	1,009,194円
平成23年 2月	1,034,498円
平成23年 3月	1,214,498円

一致します

様式第8号

介護職員処遇改善報告書 (平成23年度)

① 平成23年度分交付金受給総額	12,696,981円
② 交付金による賃金改善実施期間	平成23年3月～平成24年2月
③ 介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	739.7人
④ 介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	144,836,616円
⑤ 介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	226,413円
⑥ ②の期間において実施した賃金改善の概要(改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	介護職員97名(常勤47名、非常勤務50名)に、平成22年4月から平成23年3月までの1年間、給与と併せて処遇改善特別手当を月額平均で常勤15,130円、非常勤8,820円支給した。
⑦ ⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	12,700,890円
⑧ 他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	
⑨ ⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	
⑩ 賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	12,700,890円
⑪ 交付金余剰額(①-⑩)	0円
⑫ 介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	17,170円

エ 「処遇改善報告書」の積算根拠資料について

「処遇改善報告書」の「⑥賃金改善の概要」と項目及び内容で整合性があります  
様式第8号（添付書類2）（参考様式）

平成23年度 介護職員処遇改善交付金 賃金改善額総括表

（単位：円）

賃金改善実施期間における賃金改善総額（A）	12,700,890円
基本給等	
基本給	
時間給	
（ ）手当（既存手当の増額）	
時間外手当	
賞与	
一時金	
(処遇改善特別) 手当（新設）	12,700,890円
( ) 手当（新設）	
( ) その他	
法定福利費等	
健康保険料	
介護保険料	
厚生年金保険料	
児童手当拠出金	
雇用保険料	
労災保険料	
一般拠出金	
その他 ( )	

※ (A) の額は様式第8号「介護職員処遇改善報告書」の⑦の数値と一致します。

※本表に記載した数値の根拠資料の提出は不要です。ただし、実施要領7の四により、根拠資料は処遇改善報告後5年間保管してください。

この事例では、法定福利費等を含めない金額で交付金受給総額を上回っており、法定福利費を含めていないので、斜線としています

○ 「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」

7 対象事業者の責務

四 この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類を作成し、これを実績報告後、5年間保管しなければならない。

（コメント）

・「介護職員処遇改善報告書」及び「積算の根拠となる資料」（参考様式の賃金改善額総括表等を想定）で疑義がある場合は、「根拠資料」の確認を行う場合があります。

(問30) (国版Q&A (平成21年8月3日))

都道府県独自の判断で、実施要領に規定される様式及び添付書類以外の書類を、事業者を求めることは認められるか。

(答)

例えば、実績報告時に添付する賃金改善総額の積算内訳に関しては、事業者の賃金改善方法や介護職員の就業実態等が様々なことから、すべての事業者に一律の様式による記載を求めることは、困難であり、かつ、事業者及び実施主体である都道府県に過度の事務負担が生じるおそれがあるため、事業者の任意の方法による記載としているところである一方、事業者に対して本交付金に関する書類を5年間保管することを義務づけているものである。

都道府県におかれては、こうした趣旨を踏まえ、実施要領に定める添付書類以外の書類を一律に求める場合には、その内容について、必要性の有無及び事業者の事務負担も考慮し、慎重に検討されたい。

(問18) (国版Q&A (平成22年3月30日))

実績報告書にどの程度までの積算資料を添付すべきかの考え方及び具体的な例示を示していただきたい。

(答)

介護職員処遇改善実績報告書は、その内容について事業者の責任において証明することとされており、実績報告としては本様式(別紙様式5)の記載で足りるものであるが、別紙様式5中の⑦「賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等を含む)」に関しては、交付金の効果確認の観点から、積算の根拠となる資料を添付させることとしたもの。

こうした趣旨から、当該添付資料の具体的な内容については、例えば、賃金改善の方法に応じ、基本給・諸手当・賞与・一時金・法定福利費等増加額ごとの総額といった最低限の賃金の内訳があれば足りるものであり、個々の介護職員、月、詳細な賃金の項目ごとの積算や財務諸表や賃金台帳の添付までを求めているものではない。

また、当該添付書類については、

①賃金改善の方法や介護職員の就業実態は多様であるため、一律の様式を示すことは困難であること

②事業者及び自治体双方に過度の事務負担が生じるおそれがあることから、国において様式は示さず、事業者の任意の方法による記載によることとしている。

なお、適切な執行を図る観点から、実施要領において、

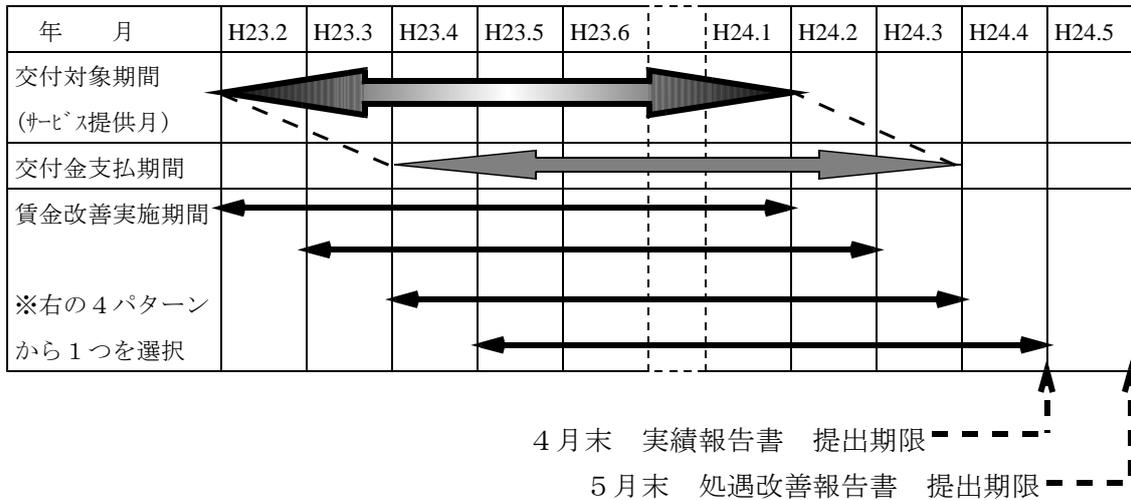
①事業者に対処改善の計画をすべての介護職員に周知させることによる労使間の透明性の確保

②事業者に対する本交付金に関する書類を実績報告後5年間保管することの義務づけ

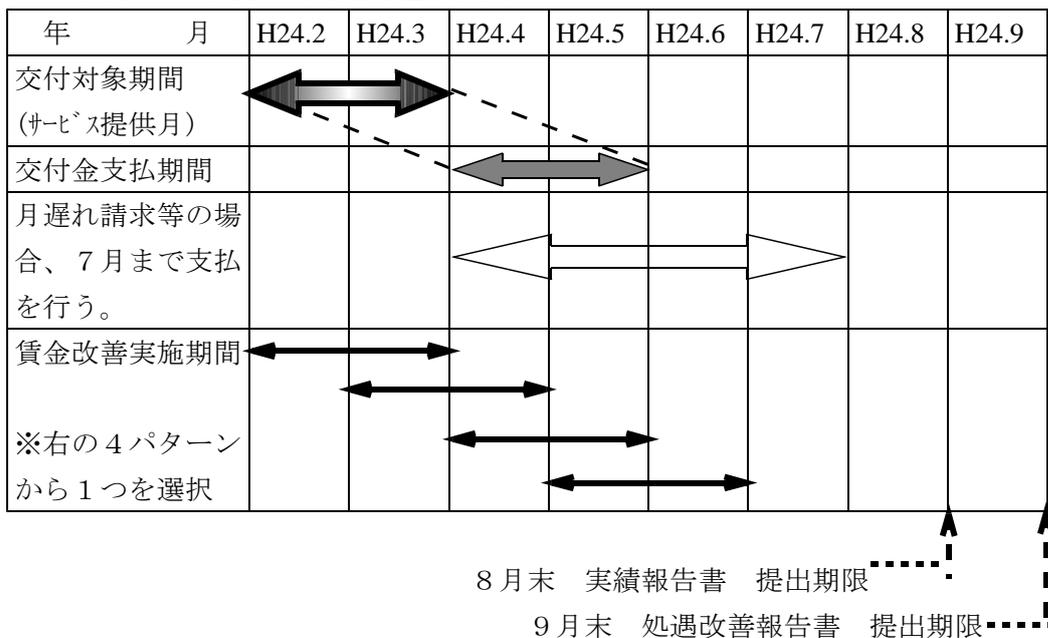
③虚偽・不正の手段により交付金を受領した事業者への交付金の返還又は支給停止等規定等の措置を講じているので、都道府県におかれては、こうした制度の趣旨について、管内の事業者及び介護職員に対し周知を図られたい。

## 7 各年度の事業実施期間等について

### (1) 平成23年度の事業実施期間等について



### (2) 平成24年度の事業実施期間等について



## ○「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」

### 9 介護職員処遇改善計画書の作成

#### 一 賃金改善の方法

##### エ 交付金による賃金改善実施期間

賃金改善実施期間は、事業者の選択により定めるものとし、当該年2月から翌年4月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間（その始期は交付の根拠となる介護サービス提供月以降であり、その終期は事業年度における最終交付金の支払い月の翌月とする。）とする。

また、当該期間が事業年度間で重複してはならない。

なお、平成21年度及び平成24年度においては、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

(平成21年度)

事業者の選択により、平成21年10月から平成22年4月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間

(平成24年度)

事業者の選択により、平成24年2月から6月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の期間

(問9) (国版Q&A (平成21年8月3日))

賃金改善実施期間の設定について。

(答)

賃金改善実施期間については、次の条件を満たす期間の中で、事業者が任意に選択することとされている。

- ① 月数は交付金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、交付金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

(例)平成21年度における賃金改善実施期間については下図のようになる。

年 月	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H22.4
サービス提供月	←-----→						
交付金支給月	←-----→						
賃金改善実施期間	←-----→						
次の4パターンのうち、一つを選択する。	←-----→						
	←-----→						
	←-----→						

なお、選択した賃金改善実施期間において、必ずしも毎月賃金改善実施分の給付を行う必要はない。例えば上記の例において平成21年10月から平成22年1月までの期間を賃金改善期間として選択した場合、賃金改善方法については、毎月の基本給等に交付金を充当することだけでなく、平成22年1月に賞与等で一括支給することも可能である。

(問6) (福島県版Q&A (平成21年8月26日))

賃金改善の実施時期は支給日の属する月で判断するのか。

(答)

お見込みのとおり。

例えば平成21年10月分の給料を翌11月の5日に支給する場合は11月となります。この事例では改善期間は平成21年11月～平成22年2月の4か月となります。



様式第2号

介護職員処遇改善計画書(平成23年度申請用)

事業所等情報

介護保険事業所番号

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	平成23年度交付金見込額(総額)	1,800,000円
	賃金改善所要見込額(総額)(ア+イ-ウ)	1,900,000円
②	ア 賃金改善に要する見込額(総額)	1,900,000円
	イ 他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	円
	ウ アのうち他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額	円

※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。

※②のイ又はウについて該当がある場合は、(添付資料2)を添付すること。

賃金改善の方法について

③	賃金改善を行う給与項目	基本給、[ ] 手当、[ ] 手当、[ ] 手当、 賞与(一時金) その他( )
④	交付金による賃金改善実施期間	平成 23 年 3 月 ~ 平成 24 年 2 月

※④については平成21年度は平成21年10月~平成22年4月まで、平成22・23年度は当該年の2月~翌年4月まで、平成24年度については平成24年2月~6月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は交付金の対象月数を越えてはならない。

⑤	賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。)	「処遇改善一時金」として、賞与支給時(7月、12月)に併せて、フルタイムの介護職員、嘱託職員には平均8万円、登録ヘルパーには5万円をそれぞれ支給する。
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

計画では、賞与支給時(7月、12月)で、選択した賃金改善実施期間(平成23年3月~平成24年2月)の範囲内となっているが、報告書の賃金改善の概要では、9月(上半期末)と、3月(期末)となっている。

一致しなければならない

様式第8号

介護職員処遇改善報告書(平成23年度)

①	平成23年度分交付金受給総額	1,788,366円
②	交付金による賃金改善実施期間	平成23年3月~平成24年2月
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	130.9人
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	23,730,762円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	196,122円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要(改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	処遇改善一時金として、9月と3月に、総額で介護職員・嘱託職員6名に平均16万円、登録ヘルパー10名には経験年数・稼働状況に応じて平均9万円支給した。
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	1,896,300円
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	0円
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	0円
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	1,896,300円
⑪	交付金余剰額(①-⑩)	0円
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	14,486円

(2) 賃金改善実施期間の設定期間

(事例 2)

介護職員処遇改善計画書(平成 23 年度申請用)

- ・ 賃金改善実施期間：平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月
- ・ 処遇改善を行う給与項目：処遇改善手当
- ・ 賃金改善を行う方法：処遇改善手当を、毎月の給与と併せて支給

介護職員処遇改善報告書(平成 23 年度)

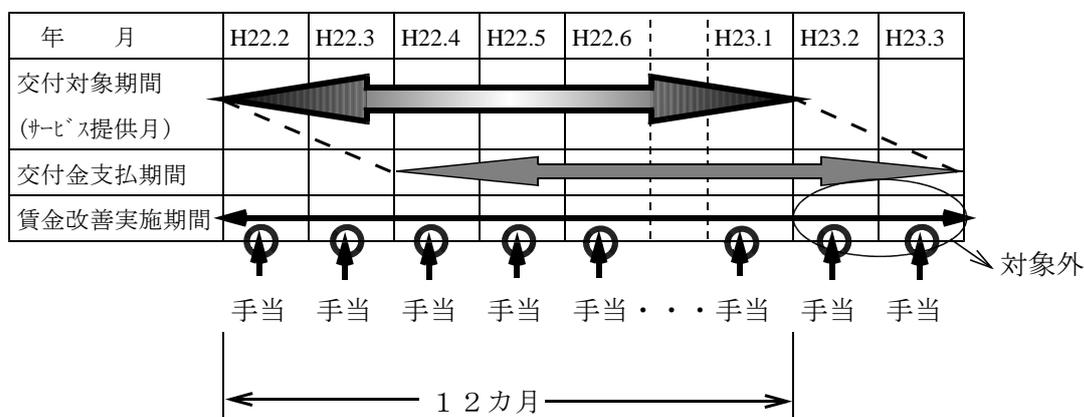
- ・ 賃金改善実施期間：平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月
- ・ 実施した賃金改善の概要：

フルタイム職員には月額 16,000 円を、パート職員には時給 80 円を処遇改善手当として、毎月の給与と併せて支給した。

(コメント)

- ・ 賃金改善実施期間が、平成 23 年 3 月から平成 24 年 3 月までの 13 か月になっている。
- ・ 処遇改善手当を創設し、毎月の給与と併せて支給していて、平成 23 年 3 月から平成 24 年 3 月までの 13 か月で、処遇改善手当額が平成 23 年度分交付金受給総額（平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの交付金支払総額）を上回っているとしても、賃金改善実施期間として認定できるのは 12 か月（平成 22 年度との重複がなく、空白月が生じない連続する 12 月を選択することになる）であり、12 か月で再計算することになる。

仮に、平成 23 年 3 月からの 12 月間を選択すれば、平成 24 年 3 月が対象外となる。



様式第2号

介護職員処遇改善計画書(平成23年度申請用)

事業所等情報

介護保険事業所番号

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	平成23年度交付金見込額(総額)	9,500,000円
②	賃金改善所要見込額(総額)(ア+イ+ウ)	9,800,000円
	ア 賃金改善に要する見込額(総額)	9,800,000円
	イ 他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	円
ウ	アのうち他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額	円
※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。		
※②のイ又はウについては該当がある場合は、(添付資料2)を添付すること。		
賃金改善の方法について		
③	賃金改善を行う給与項目	基本給、 <u>〔処遇改善〕手当</u> 、[ ]手当、[ ]手当、 賞与(一時金)、その他( )
④	交付金による賃金改善実施期間	<u>平成23年3月～平成24年2月</u>
※④については平成21年度は平成21年10月～平成22年4月まで、平成22・23年度は当該年の2月～翌年4月まで、平成24年度については平成24年2月～6月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は交付金の対象月数を越えてはならない。		
⑤	賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)	<u>処遇改善手当を、毎月の給与と併せて支給する。</u>

一致しなければならないが不一致となっている。  
特に、報告書を見ると、平成23年3月から平成24年3月までの13箇月となっており、間違っている。

様式第8号

介護職員処遇改善報告書(平成23年度)

①	平成23年度分交付金受給総額	9,700,123円
②	交付金による賃金改善実施期間	<u>平成23年3月～平成24年3月</u>
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	690.7人
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	142,741,443円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	206,662円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要(改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	フルタイム職員には月額16,000円、パート職員には時給80円を処遇改善手当として、毎月の給与と併せて支給した。
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	9,896,320円
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	0円
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	0円
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	9,896,320円
⑪	交付金余剰額(①-⑩)	0円
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	14,427円

(3) 賃金改善実施期間（賃金支払時期）の対象期間

(事例3)

介護職員処遇改善計画書(平成23年度申請用)

- ・賃金改善実施期間：平成23年3月～平成24年2月
- ・処遇改善を行う給与項目：処遇改善手当
- ・賃金改善を行う方法：処遇改善手当を、毎月の給与と併せて支給

介護職員処遇改善報告書（平成23年度）

- ・賃金改善実施期間：平成23年6月～平成23年5月
- ・実施した賃金改善の概要：

フルタイム職員には月額16,000円を、パート職員には時給80円を処遇改善手当として、毎月の給与と併せて支給した。

なお、当法人の給与は月末締めで翌月10日支払いのため、賃金改善期間は平成23年6月から平成24年5月となった。

(コメント)

・平成23年度の賃金改善実施期間は、交付の根拠となるサービス提供の期間の初月（平成23年2月）から、交付金支給終了月の翌月（平成24年4月）までの連続する期間でなければならない。

- 設定1 平成23年2月～平成24年1月・・・①
- 設定2 平成23年3月～平成24年2月・・・②
- 設定3 平成23年4月～平成24年3月・・・③
- 設定4 平成23年5月～平成24年4月・・・④

年 月	H23.2	H23.3	H23.4	H23.5	H23.6	H24.1	H24.2	H24.3	H24.4	H24.5
交付対象期間 (サービス提供月)	←-----→									
交付金支払期間	←-----→									
賃金改善実施期間	←-----①-----→									
	←-----②-----→									
※右の4パターン から1つを選択	←-----③-----→									
	←-----④-----→									

4月末 実績報告書 提出期限 -----  
5月末 処遇改善報告書 提出期限 -----





様式第2号

介護職員処遇改善計画書(平成23年度申請用)

事業所等情報

介護保険事業所番号

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	平成23年度交付金見込額(総額)	9,500,000円
②	賃金改善所要見込額(総額)(ア+イ+ウ)	9,800,000円
	ア 賃金改善に要する見込額(総額)	9,800,000円
	イ 他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	円
ウ	アのうち他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額	円

※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。

※②のイ又はウについては該当がある場合は、(添付資料2)を添付すること。

賃金改善の方法について

③	賃金改善を行う給与項目	基本給、 <b>〔処遇改善〕</b> 手当、[ ]手当、[ ]手当、 賞与(一時金)、その他( )
④	交付金による賃金改善実施期間	<b>平成23年4月～平成24年3月</b>

※④については平成21年度は平成21年10月～平成22年4月まで、平成22・23年度は当該年の2月～翌年4月まで、平成24年度については平成24年2月～6月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は交付金の対象月数を越えてはならない。

⑤	賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)	<b>処遇改善手当を、毎月の給与と併せて支給する。</b>
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

一致しなければならないが不一致となっている。  
特に、報告書を見ると、平成22年4月から平成23年3月  
までと、平成22年4月が平成21年度とダブっている。

様式第8号

介護職員処遇改善報告書(平成23年度)

①	平成23年度分交付金受給総額	9,700,123円
②	交付金による賃金改善実施期間	<b>平成23年3月～平成24年2月</b>
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	690.7人
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	142,741,443円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	206,662円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	フルタイム職員には月額16,000円、パート職員には時給80円を処遇改善手当として、毎月の給与と併せて支給した。
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	9,896,320円
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	0円
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	0円
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	9,896,320円
⑪	交付金余剰額(①-⑩)	0円
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	14,427円

## 9 賃金改善の範囲等

事務連絡

平成22年8月23日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

### 介護職員処遇改善交付金の適正執行について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。また、介護職員処遇改善交付金の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、本交付金につきましては、制度開始から2年目を迎え、「制度の定着」と同様、「交付目的に適った適正な執行の確保」が強く求められるところです。

本交付金は、介護職員について他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、平成21年度補正予算において緊急的・特例的に創設されたものであります。この創設の趣旨及び目的の達成のため、本交付金の交付にあたっては、申請書類の簡素化など介護事業者の事務負担の軽減を図りつつ、交付目的である介護職員の賃金の引き上げを確実に担保していくことが重要となります。

したがって、各都道府県におかれましては、

- ① 本交付金が介護職員の賃金改善に要する費用以外に充ててはならないものであること、
  - ② 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合には支給の停止又は返還を命じることを、
- 管内の介護事業者に対して再度周知徹底していただくとともに、実績報告書の内容確認の徹底をお願いいたします。

なお、同日付けで別添のとおり、日本介護クラフトユニオン宛にも事務連絡を発出しておりますのでお知らせします。

○「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」

7 対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

- 一 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）以外の費用に充ててはならない。
- 二 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。
- 三 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における6の2の額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対しその差額を返還しなければならない。

8 交付金の支給停止等

都道府県は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じること又は期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。

- 一 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- 二 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合

(1) 賃金の範囲

○「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」

3 交付金の支給要件

二 5に定める計算式により算出された交付金見込額を上回る賃金改善（平成20年10月から翌年3月までの期間における介護職員の賃金（退職手当を除く。以下同じ。）に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定している。

(問6) (国版Q&A (平成21年8月3日))

定期昇給の実施も賃金賃金改善と認められるのか。

(答)

賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等があるが、賃金が改善するのであれば問わない。

(コメント)

- ・賃金改善は、退職手当を除く賃金で行う必要がある。
- ・労働基準法上は、労働協約、就業規則等によって支給条件が明確な、退職金・結婚祝金・死亡弔慰金・災害見舞金等は賃金となるが、介護職員処遇改善交付金においては、「退職手当は除く」とされているので注意が必要である。

(事例5) 研修費等を含めた事例

一時金という支給形態、9月と3月が賃金改善実施期間に含まれており、適切な支給となっている。

様式第8号

介護職員処遇改善報告書 (平成23年度)

①	平成23年度分交付金受給総額	6,990,234円
②	交付金による賃金改善実施期間	平成23年4月～平成24年3月
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	506.7人
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	119,186,982円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	235,221円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	一時金として、9月に介護職員56名に4月～9月の在籍月数に応じ、一人平均56,000円を、3月に介護職員57名に10月～3月の在籍月数に応じ、一人平均55,000円を支給した。 ユニットケアの実現に向け、ユニットリーダー研修に参加し、他の職員に伝達報告研修を実施し、資質の向上を図った。研修費用として、総額556,234円を負担した。
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	7,164,968円
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	7,164,968円
⑪	交付金余剰額(①-⑩)	0円
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	14,140円

研修費用は、処遇改善交付金による賃金改善の **対象外**

(コメント)

・賃金の改善であるので、当然ながら、職員教育に要した研修費や研修旅費等に充当した場合は、賃金が改善されておらず対象外となる。

(2) 介護職員間の賃金改善額の差

○「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」

3 交付金の支給要件

三 賃金改善の実施期間及び方法並びに賃金改善以外の処遇改善の内容を記載した別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、都道府県あて提出している。

(問5) (国版Q&A (平成21年8月3日))

全職員一律に交付金を配分する必要があるのか。例えば、全常勤職員の賃金改善額は同額又は同水準でなければならないのか。

(答)

賃金改善見込額等は処遇改善計画書の作成単位全体の平均で見ることとしており、全職員同額の引き上げは行う必要はない。

(事例6)

- ・賃金改善実施期間：平成23年4月～平成24年3月
- ・賃金改善の概要：常勤専従の介護職員に処遇改善一時金として、9月と3月に一人平均合計で40万円を支給する。  
非常勤の介護職員には支給しない。

(コメント)

- ・賃金改善見込額等は処遇改善計画書の作成単位全体の平均で見ることとなり、全職員同額の賃金引き上げは必要ないとされているので、賃金改善を行う介護職員の範囲については、基本的には事業者の判断に委ねられている。
- ・事例のような方法も可能ではあるが、事業者は、職員に介護職員処遇改善計画書の内容について周知する義務があり、特に賃金改善の範囲外とした介護職員の理解を十分得ておく必要がある。
- ・介護職員処遇改善交付金の趣旨から考えて、一部の介護職員を除外するのではなく、原則として全ての介護職員に支給するよう配意願いたい。

(3) 賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲

○「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」

6 対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

- 一 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）以外の費用に充ててはならない。

(問7) (国版Q&A (平成21年8月3日))

賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について。

(答)

賃金改善額には次の額を含むものとする。

- ・法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等）における、本交付金による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分
- ・法人事業税における本交付金による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値増加分

また、法定福利費等の計算に当たっては、合理的な方法に基づく概算によることができる。

なお、任意加入とされている制度に係る増加分（例えば、退職手当共済制度等における掛金等）は含まないものとする。

(コメント)

賃金改善額に法定福利費等の事業主負担増加分を含める場合であり、介護職員への賃金改善額が交付金受領額を上回っている場合は、法定福利費等の事業主負担増加額を計算する必要はありません。

(4) 健康保険料等事業主負担増加分の賃金改善額への算入時期等

(問19) (国版Q&A (平成22年3月30日))

健康保険料等の場合、標準報酬の額は7月1日現在の被保険者に対して、前3月(4、5、6月)の賃金を計算し、9月に定時決定を行い改定されるが、平成21年10月の賃金引き上げ分に係る、健康保険料の事業主負担増加分は、いつの時点で賃金改善額に含めることができるのか。

(答)

平成21年10月の賃金改善による健康保険料の事業主負担増加分については、平成22年9月に定時決定がなされることから、平成22年度における賃金改善額として見ることになる。

ただし、平成20年10月から平成21年6月以前に賃金改善があった場合、平成21年9月に当該賃金改善を反映した定時決定がなされるので、その増加額は平成21年度の賃金改善額に含まれる。(この場合、雇用保険料の概算保険料にも当該賃金改善が反映されている可能性もあるので、平成21年度の賃金改善額に含めて差し支えない。) また、随時改定のあった者や賞与による賃金改善を実施した場合については、それぞれの標準報酬改定時期及び標準賞与額の決定時期により判断することになる。

なお、賃金改善額に含めることのできる法定福利費等の増加額については実際に納付されたものを計算することが原則になるが、例えば健康保険料の場合であれば、法人が負担すべき部分の金額は、保険料の額の計算の対象となった月の末日の属する事業年度の損金の額に算入することができる(法人税基本通達9-3-2) こととされているので、事業者の決算の方法により保険料納付前の額も含めて差し支えない。

法定福利費等の事業主負担増加額については、これらの考え方を援用し、合理的な計算方法による概算額を算出することも可能である。

(事例7)

- ・平成23年度
- ・賃金改善実施期間：平成23年4月～平成24年3月
- ・賃金改善の概要：介護職員処遇改善手当を創設し、週40時間フルタイム勤務の介護職員に月額16,000円、週40時間に満たない契約介護職員には時間数に応じ、毎月末の給与と併せて支給した。

- ・平成23年度

様式第8号

介護職員処遇改善報告書（平成23年度）

①	平成23年度分交付金受給総額	3,221,642円
②	交付金による賃金改善実施期間	平成23年4月～平成24年3月
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	190.6人
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	40,099,779円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	210,387円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	介護職員処遇改善手当4月分(4月末払) 30名    255,200円 介護職員処遇改善手当5月分(5月末払) 29名    250,800円 介護職員処遇改善手当6月分(6月末払) 28名    232,800円 介護職員処遇改善手当7月分(7月末払) 29名    232,200円 介護職員処遇改善手当8月分(8月末払) 29名    246,400円 介護職員処遇改善手当9月分(9月末払) 30名    257,200円 介護職員処遇改善手当10月分(10月末払) 29名    247,600円 介護職員処遇改善手当11月分(11月末払) 29名    260,400円 介護職員処遇改善手当12月分(12月末払) 29名    252,400円 介護職員処遇改善手当1月分(1月末払) 30名    258,800円 介護職員処遇改善手当2月分(2月末払) 30名    274,000円 介護職員処遇改善手当3月分(3月末払) 30名    281,800円 法定福利費                    269,263円
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	3,318,863円
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	3,318,863円
⑪	交付金余剰額(①-⑩)	0円
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	17,412円

別紙（参考様式）

平成23年度 介護職員処遇改善交付金 賃金改善額総括表

（単位：円）

賃金改善実施期間における賃金改善総額（A）	3,318,863円
基本給等	3,049,600円
基本給	
時間給	
（ ）手当（既存手当の増額）	
時間外手当	
賞与	
一時金	
（介護職員処遇改善）手当（新設）	3,049,600円
（ ）手当（新設）	
（ ）その他	
法定福利費等	269,263円
健康保険料	81,926円
介護保険料	4,230円
厚生年金保険料	141,002円
児童手当拠出金	3,789円
雇用保険料	29,119円
労災保険料	9,065円
一般拠出金	132円
その他（ ）	

（コメント）

この設例では、平成22年12月から介護職員処遇改善手当を創設し、毎月末の給与と併せて支給している。

平成22年12月からの賃金改善による健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担増加分については、平成23年9月に定期決定がなされることから、平成23年9月の支給額から賃金改善額として見ることになる。

平成23年支給分でも、平成23年4月から平成23年8月分までは、賃金改善による健康保険料、厚生年金保険料及、介護保険料及び児童手当拠出金の事業主負担増加分は発生しないことに留意されたい。

つまり設例において、週40時間に満たない契約介護職員も含めて、対象となる全介護職員が厚生年金及び健康保険に加入していたとしても、以下のような算出とはならない。

~~○健康保険料~~

~~(4月～8月までの基本給での賃金改善総額)~~

~~3,049,600円×4.665%＝142,263円~~

~~○厚生年金保険料~~

~~(4月～8月までの基本給での賃金改善総額)~~

~~1,217,400円×7.852%＝95,590円~~

~~(9月～3月までの基本給での賃金改善総額)~~

~~1,832,200円×8.029%＝147,107円~~

~~計 242,697円~~

週40時間に満たない契約介護職員も含めて、対象となる全介護職員が厚生年金及び健康保険に加入していたとして、健康保険料と厚生年金保険料を「合理的な計算方法による概算額」を算出すると、以下のようになる。

○健康保険料

(9月～3月までの基本給での賃金改善総額)

1,832,200円×4.665%＝85,472円

○厚生年金保険料

(9月～3月までの基本給での賃金改善総額)

1,832,200円×8.029%＝147,107円

なお、設例では、健康保険料 81,926円

厚生年金保険料 141,002円

となっているのは、契約介護職員に、夫の扶養の範囲で就労しており、事業所の健康保険及び厚生年金に加入していない者がいるため、9月以降の毎月の処遇改善手当額を割り振りし、該当金額のみに保険料率を乗じているためである。

なお、当然のことながら、保険料率の改定に伴う法定福利費等の事業主負担増加額は賃金改善額の対象外である。

(5) 職員の入れ替え及びベースアップ等の考え方について

<p>(問8) (国版Q&amp;A (平成21年8月3日))</p> <p>賃金改善額には、交付金申請日以前の賃金改善額を含むのか。</p>
<p>(答)</p> <p>賃金改善額については、原則、平成20年度下半期(10～3月)における介護職員の賃金水準との比較によることとしており、結果的に、申請日以前の改善分であっても、平成21年介護報酬改定を踏まえて実施した賃金改善額(例えば、平成21年4月に実施したベースアップ等)のうち、賃金改善実施期間(問9参照)における支給分については、賃金改善額に含むこととなるが、賃金改善実施期間より前の支給分は賃金改善額に含めることはできない。</p>

<p>(問20) (国版Q&amp;A (平成21年8月3日))</p> <p>雇用する職員の員数や、個別の職員の入れ替わりにより、職員構成に変更があった場合の賃金改善額に考え方について。</p>
<p>(答)</p> <p>この場合の賃金改善額については、「比較対象である平成20年度下半期中(※)に適用されていた賃金算定ルールを当該年度に勤務している介護職員に適用した場合の賃金総額」と「当該年度に受給した交付金の総額」の合計額を、「実際に当該年度に支給した賃金総額」が上回っていればよいという考え方となる。</p> <p>こうした考え方により、実際の賃金改善額の計算については、個々の事業者の実態に応じた適切な方法で行われたい。</p> <p>例えば、手当を新設した場合や昇給額が計算できる場合等、賃金改善の方法によって明確に賃金改善額が区分できる場合は、当該改善額の総額が、交付金の総額を上回っていればよい。</p> <p>※ 平成20年10月から平成21年3月までを指し、例えば、平成20年12月に賃金改善を実施した場合については、平成20年10月又は11月時点の賃金算定ルールを用いることも可能である。</p>

(事例 8)

- ・平成 22 年度
- ・賃金改善実施期間：平成 22 年 3 月～平成 23 年 2 月
- ・賃金改善の概要：処遇改善手当として支給する。評価表にて査定を実施し、手当額にランクを設定する。(職員、通年雇用職員、嘱託職員：20,000 円、15,000 円、10,000 円。日々雇用職員、パート職員、登録ヘルパー職員：6,000 円、4,000 円、2,000 円)

- ・平成 23 年度

様式第 8 号

介護職員処遇改善報告書 (平成 22 年度)

①	平成 22 年度分交付金受給総額	7, 372, 019 円
②	交付金による賃金改善実施期間	平成 22 年 3 月～平成 23 年 2 月
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	488.6 人
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	100, 034, 322 円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	204, 736 円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	処遇改善手当として毎月の給与と一緒に支給した。 手当額は、評価表にて査定を実施し、ランクを設定(職員、通年雇用職員、嘱託職員：20,000 円、15,000 円、10,000 円。日々雇用職員、パート職員、登録ヘルパー職員：6,000 円、4,000 円、2,000 円)した。
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	6, 933, 333 円
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	6, 933, 333 円
⑪	交付金余剰額(①-⑩)	438, 686 円
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	14, 190 円

別紙（参考様式）

平成22年度 介護職員処遇改善交付金 賃金改善額総括表

（単位：円）

賃金改善実施期間における賃金改善総額（A）	6,933,333円
基本給等	6,425,000円
基本給	
時間給	
（    ）手当（既存手当の増額）	
時間外手当	
賞与	
一時金	
（介護職員処遇改善）手当（新設）	6,425,000円
（    ）手当（新設）	
（    ）その他	
法定福利費等	508,333円
健康保険料	151,110円
介護保険料	9,824円
厚生年金保険料	263,753円
児童手当拠出金	4,270円
雇用保険料	59,786円
労災保険料	19,275円
一般拠出金	315円
その他（    ）	

【基礎資料】

●施設

《職員》

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8
介護保険料		○						
H 22 年 3 月	15,000	15,000	15,000	20,000	0	0	10,000	15,000
H 22 年 4 月	15,000	15,000	15,000	20,000	0	0	10,000	15,000
H 22 年 5 月	15,000	15,000	15,000	20,000	0	0	10,000	15,000
H 22 年 6 月	20,000	15,000	15,000	20,000	0	0	0	15,000
H 22 年 7 月	20,000	15,000	15,000	20,000	0	0	0	15,000
H 22 年 8 月	20,000	15,000	15,000	20,000	0	0	0	15,000
H 22 年 9 月	20,000	15,000	15,000	20,000	10,000	0	0	15,000
H 22 年 10 月	20,000	15,000		20,000	10,000	0	0	15,000
H 22 年 11 月	20,000	15,000		20,000	10,000	0	0	15,000
H 22 年 12 月	20,000	15,000			10,000	0	0	15,000
H 23 年 1 月	20,000	20,000			15,000	0	0	20,000
H 23 年 2 月	20,000	20,000			15,000	0	0	20,000
合計	225,000	190,000	105,000	180,000	70,000	0	30,000	190,000

氏名	9	10	11	12	13	14	15	16
介護保険料			○			○	○	○
H 22 年 3 月	15,000	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	15,000	20,000
H 22 年 4 月	15,000	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	15,000	20,000
H 22 年 5 月	15,000	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	15,000	20,000
H 22 年 6 月	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000	15,000	15,000	20,000
H 22 年 7 月	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000	15,000	15,000	20,000
H 22 年 8 月	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000	15,000	15,000	20,000
H 22 年 9 月	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000	15,000	15,000	15,000
H 22 年 10 月	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000	15,000	15,000	15,000
H 22 年 11 月	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000	15,000	15,000	15,000
H 22 年 12 月	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000	15,000	15,000	15,000
H 23 年 1 月	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
H 23 年 2 月	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
合計	190,000	190,000	225,000	240,000	225,000	190,000	190,000	220,000

氏 名	17	18	19	20	21	22	23
介護保険料	○	○		○	○	○	○
H 22 年 3 月	10,000	15,000	20,000	10,000	10,000		
H 22 年 4 月	10,000	15,000	20,000	10,000	10,000	15,000	15,000
H 22 年 5 月	10,000	15,000	20,000	10,000	10,000	15,000	15,000
H 22 年 6 月	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	20,000	20,000
H 22 年 7 月	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	20,000	20,000
H 22 年 8 月	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	20,000	20,000
H 22 年 9 月	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	20,000	15,000
H 22 年 10 月	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	20,000	15,000
H 22 年 11 月	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	20,000	15,000
H 22 年 12 月	15,000	15,000	20,000	15,000	15,000	20,000	15,000
H 23 年 1 月	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
H 23 年 2 月	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
合 計	175,000	190,000	240,000	175,000	175,000	210,000	190,000

氏 名	改善額合計	社保対象額	うち介護保 険対象額
H 22 年 3 月	285,000	285,000	125,000
H 22 年 4 月	315,000	315,000	155,000
H 22 年 5 月	315,000	315,000	155,000
H 22 年 6 月	345,000	345,000	185,000
H 22 年 7 月	345,000	345,000	185,000
H 22 年 8 月	345,000	345,000	185,000
H 22 年 9 月	345,000	345,000	175,000
H 22 年 10 月	330,000	330,000	175,000
H 22 年 11 月	330,000	330,000	175,000
H 22 年 12 月	310,000	310,000	175,000
H 23 年 1 月	375,000	375,000	220,000
H 23 年 2 月	375,000	375,000	220,000
合 計	4,015,000	4,015,000	2,130,000

《通年雇用》

氏 名	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	3 1
介護保険料							○	
H 22 年 3 月	10,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	15,000	10,000
H 22 年 4 月	10,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000		10,000
H 22 年 5 月	10,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000		10,000
H 22 年 6 月	10,000	15,000	15,000	15,000	10,000	15,000		15,000
H 22 年 7 月	10,000	15,000	15,000	15,000	10,000	15,000		15,000
H 22 年 8 月	10,000	15,000	15,000	15,000	10,000	15,000		15,000
H 22 年 9 月	10,000	15,000	15,000	15,000	10,000	15,000		15,000
H 22 年 10 月	0	15,000	15,000	15,000	10,000	15,000		15,000
H 22 年 11 月	0	15,000	15,000	15,000	10,000	15,000		15,000
H 22 年 12 月	0	15,000	15,000	15,000	10,000	15,000		15,000
H 23 年 1 月	0	20,000	20,000	20,000	15,000	20,000		20,000
H 23 年 2 月	0	20,000	20,000	20,000	15,000	20,000		20,000
合 計	70,000	190,000	175,000	175,000	130,000	175,000	15,000	175,000

氏 名	3 2	3 3	3 4	3 5	3 6	3 7
介護保険料	○	○				
H 22 年 3 月	15,000	10,000	15,000	10,000	10,000	0
H 22 年 4 月		10,000	15,000	10,000	10,000	0
H 22 年 5 月		10,000	15,000	10,000	10,000	0
H 22 年 6 月		10,000	15,000	10,000	10,000	0
H 22 年 7 月		10,000	15,000	10,000	10,000	0
H 22 年 8 月		0	15,000	10,000	10,000	0
H 22 年 9 月		0	15,000	15,000	15,000	0
H 22 年 10 月		0	15,000	15,000	15,000	
H 22 年 11 月		0	15,000	15,000	15,000	
H 22 年 12 月		0	15,000	15,000	15,000	
H 23 年 1 月		0	20,000	20,000	20,000	
H 23 年 2 月		0	20,000	20,000	20,000	
合 計	15,000	50,000	190,000	160,000	160,000	0

氏名	改善額合計	社保対象額	うち介護保 険対象額
H 22 年 3 月	155,000	155,000	40,000
H 22 年 4 月	125,000	125,000	10,000
H 22 年 5 月	125,000	125,000	10,000
H 22 年 6 月	140,000	140,000	10,000
H 22 年 7 月	140,000	140,000	10,000
H 22 年 8 月	130,000	130,000	0
H 22 年 9 月	140,000	140,000	0
H 22 年 10 月	130,000	130,000	0
H 22 年 11 月	130,000	130,000	0
H 22 年 12 月	130,000	130,000	0
H 23 年 1 月	175,000	175,000	0
H 23 年 2 月	175,000	175,000	0
合 計	1,695,000	1,695,000	80,000

《パート》

氏 名	38	39	40	41	42	43
介護保険料						
H 22 年 3 月	15,000	2,000	6,000	0	6,000	
H 22 年 4 月	15,000	2,000	6,000	0		
H 22 年 5 月	15,000	2,000	6,000	0		
H 22 年 6 月	15,000	2,000	6,000	0		
H 22 年 7 月	15,000	2,000	6,000	0		
H 22 年 8 月	15,000	2,000	6,000	0		
H 22 年 9 月	15,000	2,000	6,000	0		
H 22 年 10 月	15,000	2,000	6,000			
H 22 年 11 月	15,000	2,000	6,000			
H 22 年 12 月	15,000	2,000	6,000			0
H 23 年 1 月	20,000	2,000	6,000			0
H 23 年 2 月	20,000	2,000	6,000			0
合 計	190,000	24,000	72,000	0	6,000	0

氏 名	改善額合計	社保対象額	うち介護保険 対象額	施設改善額合計
介護保険料				
H 22 年 3 月	29,000	15,000	0	469,000
H 22 年 4 月	23,000	15,000	0	463,000
H 22 年 5 月	23,000	15,000	0	463,000
H 22 年 6 月	23,000	15,000	0	508,000
H 22 年 7 月	23,000	15,000	0	508,000
H 22 年 8 月	23,000	15,000	0	498,000
H 22 年 9 月	23,000	15,000	0	508,000
H 22 年 10 月	23,000	15,000	0	483,000
H 22 年 11 月	23,000	15,000	0	483,000
H 22 年 12 月	23,000	15,000	0	463,000
H 23 年 1 月	28,000	20,000	0	578,000
H 23 年 2 月	28,000	20,000	0	578,000
合 計	292,000	190,000	0	6,002,000

●訪問

《職員》《通年雇用》

《パート》

氏名	44	45	46	47	48	改善額合計	社保対象額	うち介護保 険対象額
介護保険料	○	○	○		○			
H22年3月	15,000	10,000			6,000	31,000	31,000	31,000
H22年4月	15,000	10,000			6,000	31,000	31,000	31,000
H22年5月	15,000	10,000	6,000			31,000	31,000	31,000
H22年6月	15,000	10,000	15,000			40,000	40,000	40,000
H22年7月		10,000	15,000			25,000	25,000	25,000
H22年8月		10,000	15,000			25,000	25,000	25,000
H22年9月		10,000	15,000	10,000		35,000	35,000	25,000
H22年10月		10,000	15,000	10,000		35,000	35,000	25,000
H22年11月		10,000	15,000	10,000		35,000	35,000	25,000
H22年12月		10,000	15,000	10,000		35,000	35,000	25,000
H23年1月		15,000	20,000	15,000		50,000	50,000	35,000
H23年2月		15,000	20,000	15,000		50,000	50,000	35,000
合計	60,000	130,000	151,000	70,000	12,000	423,000	423,000	353,000

(コメント)

○ 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金については、「合理的な計算方法による概算額」による計算でも平成22年8月分までは事業主負担増加額は発生しないことに留意されたい。

○ 介護保険料については、対象となる職員に対する処遇改善手当に料率を乗じている。事例では月別に計算しているが、9月～2月までの総額に料率を乗じても同じである。

$$1,320,000円 \times 0.75\% = 9,900円$$

○ 健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料と、雇用保険料、労災保険料及び一般拠出金では、対象となる金額が異なることに留意されたい。

例えば、平成23年1月を例に説明すると、

健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料・・・620,000円

雇用保険料、労災保険料及び一般拠出金・・・628,000円

となる。

【法定福利費等事業主負担増加額積算資料】

	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
H 22 年 3 月				
H 22 年 4 月				
H 22 年 5 月				
H 22 年 6 月				
H 22 年 7 月				
H 22 年 8 月				
H 22 年 9 月	(1) 24,610	(2) 1,500	(3) 42,955	(4) 695
H 22 年 10 月	(5) 23,460	(6) 1,500	(7) 40,949	(8) 663
H 22 年 11 月	(9) 23,460	(10) 1,500	(11) 40,949	(12) 663
H 22 年 12 月	(13) 22,540	(14) 1,500	(15) 39,342	(16) 637
H 23 年 1 月	(17) 28,520	(18) 1,912	(19) 49,779	(20) 806
H 23 年 2 月	(21) 28,520	(22) 1,912	(23) 49,779	(24) 806
合 計	151,110	9,824	263,753	4,270

	雇用保険料	労災保険料	一般拠出金
H 22 年 3 月	(25) 3,500	(26) 1,500	(27) 25
H 22 年 4 月	(28) 4,693	(29) 1,482	(30) 24
H 22 年 5 月	(31) 4,693	(32) 1,482	(33) 24
H 22 年 6 月	(34) 5,206	(35) 1,644	(36) 27
H 22 年 7 月	(37) 5,063	(38) 1,599	(39) 26
H 22 年 8 月	(40) 4,968	(41) 1,569	(42) 26
H 22 年 9 月	(43) 5,158	(44) 1,629	(45) 27
H 22 年 10 月	(45) 4,921	(47) 1,554	(48) 25
H 22 年 11 月	(49) 4,921	(50) 1,554	(51) 25
H 22 年 12 月	(52) 4,731	(53) 1,494	(54) 24
H 23 年 1 月	(55) 5,966	(56) 1,884	(57) 31
H 23 年 2 月	(58) 5,966	(59) 1,884	(60) 31
合 計	59,786	19,275	315

施設・職員 345,000 施設・通年雇用 140,000 施設・パート 15,000 訪問 35,000

(1)  $535,000 \text{円} \times 4.6\% = 24,610 \text{円}$

(3)  $535,000 \text{円} \times 8.029\% = 42,955 \text{円}$

(4)  $535,000 \text{円} \times 0.13\% = 695 \text{円}$

施設・職員 175,000 施設・通年雇用 0 施設・パート 0 訪問 25,000  
 (2) 200,000円×0.75%=1,500円

施設・職員 330,000 施設・通年雇用 130,000 施設・パート 15,000 訪問 35,000  
 (5) 510,000円×4.6%=23,460円  
 (7) 510,000円×8.029%=40,949円  
 (8) 510,000円×0.13%=663円

施設・職員 175,000 施設・通年雇用 0 施設・パート 0 訪問 25,000  
 (6) 200,000円×0.75%=1,500円

施設・職員 330,000 施設・通年雇用 130,000 施設・パート 15,000 訪問 35,000  
 (9) 510,000円×4.6%=23,460円  
 (11) 510,000円×8.029%=40,949円  
 (12) 510,000円×0.13%=663円

施設・職員 175,000 施設・通年雇用 0 施設・パート 0 訪問 25,000  
 (10) 200,000円×0.75%=1,500円

施設・職員 310,000 施設・通年雇用 130,000 施設・パート 15,000 訪問 35,000  
 (13) 490,000円×4.6%=22,540円  
 (15) 490,000円×8.029%=39,342円  
 (16) 490,000円×0.13%=637円

施設・職員 175,000 施設・通年雇用 0 施設・パート 0 訪問 25,000  
 (14) 200,000円×0.75%=1,500円

施設・職員 375,000 施設・通年雇用 175,000 施設・パート 20,000 訪問 50,000  
 (17) 620,000円×4.6%=28,520円  
 (19) 620,000円×8.029%=49,779円  
 (20) 620,000円×0.13%=806円

施設・職員 220,000 施設・通年雇用 0 施設・パート 0 訪問 35,000  
 (18) 255,000円×0.75%=1,912円

(6) 施設・職員 375,000 施設・通年雇用 175,000 施設・パート 20,000 訪問 50,000  
 (21) 620,000円×4.6%=28,520円  
 (23) 620,000円×8.029%=49,779円  
 (24) 620,000円×0.13%=806円

施設・職員 220,000 施設・通年雇用 0 施設・パート 0 訪問 35,000  
 (22) 255,000円×0.75%=1,912円

施設・職員 285,000 施設・通年雇用 155,000 施設・パート 29,000 訪問 31,000  
 (25) 500,000円×0.7%=3,500円  
 (26) 500,000円×0.3%=1,500円  
 (27) 500,000円×0.005%=25円

施設・職員 315,000 施設・通年雇用 125,000 施設・パート 23,000 訪問 31,000  
 (28) 494,000円×0.95%=4,693円  
 (29) 494,000円×0.3%=1,482円  
 (30) 494,000円×0.005%=24円

施設・職員 315,000 施設・通年雇用 125,000 施設・パート 23,000 訪問 31,000  
 (31) 494,000円×0.95%=4,693円  
 (32) 494,000円×0.3%=1,482円  
 (33) 494,000円×0.005%=24円  
 施設・職員 345,000 施設・通年雇用 140,000 施設・パート 23,000 訪問 40,000  
 (34) 548,000円×0.95%=5,206円  
 (35) 548,000円×0.3%=1,644円  
 (36) 548,000円×0.005%=27円  
 施設・職員 345,000 施設・通年雇用 140,000 施設・パート 23,000 訪問 25,000  
 (37) 533,000円×0.95%=5,063円  
 (38) 533,000円×0.3%=1,599円  
 (39) 533,000円×0.005%=26円  
 施設・職員 345,000 施設・通年雇用 130,000 施設・パート 23,000 訪問 25,000  
 (40) 523,000円×0.95%=4,968円  
 (41) 523,000円×0.3%=1,569円  
 (42) 523,000円×0.005%=26円  
 施設・職員 345,000 施設・通年雇用 140,000 施設・パート 23,000 訪問 35,000  
 (43) 543,000円×0.95%=5,158円  
 (44) 543,000円×0.3%=1,629円  
 (45) 543,000円×0.005%=27円  
 施設・職員 330,000 施設・通年雇用 130,000 施設・パート 23,000 訪問 35,000  
 (46) 518,000円×0.95%=4,921円  
 (47) 518,000円×0.3%=1,554円  
 (48) 518,000円×0.005%=25円  
 施設・職員 330,000 施設・通年雇用 130,000 施設・パート 23,000 訪問 35,000  
 (49) 518,000円×0.95%=4,921円  
 (50) 518,000円×0.3%=1,554円  
 (51) 518,000円×0.005%=25円  
 施設・職員 310,000 施設・通年雇用 130,000 施設・パート 23,000 訪問 35,000  
 (52) 498,000円×0.95%=4,731円  
 (53) 498,000円×0.3%=1,494円  
 (54) 498,000円×0.005%=24円  
 施設・職員 375,000 施設・通年雇用 175,000 施設・パート 28,000 訪問 50,000  
 (55) 628,000円×0.95%=5,966円  
 (56) 628,000円×0.3%=1,884円  
 (57) 628,000円×0.005%=31円  
 施設・職員 375,000 施設・通年雇用 175,000 施設・パート 28,000 訪問 50,000  
 (58) 628,000円×0.95%=5,966円  
 (59) 628,000円×0.3%=1,884円  
 (60) 628,000円×0.005%=31円

(事例 9)

時給 850 円の契約社員を正社員 (月給 173,000 円) に雇用形態を変更した。

~~【事業者の賃金改善額の計算方法】~~

~~時給 850 円 × 172 時間 (法人の月間平均就労時間) = 146,200 円~~

~~月給 173,000 円~~

~~◎賃金改善額~~

~~(173,000 円 - 146,200 円) × 12 月 = 321,600 円~~

(コメント)

平成 22 年度の月給 173,000 円と、「比較対象である平成 20 年度下半期中に適用されていた」対応する月給を比較しなければならない。

つまり、平成 20 年度下半期の給料表の金額と 173,000 円の比較であり、時給の単価に法人の月額平均就労時間を乗じて得た 146,200 円との比較ではない。

例えば、平成 20 年度の給料表の対応する金額が 169,300 円だったとすれば、

◎賃金改善額

(173,000 円 - 169,300 円) × 12 月 = 44,400 円

となる。

なお、新採用職員の場合も同様であり、

~~『新採用職員なので、「比較対象である平成 20 年度下半期」には在職していないので、賃金全額を賃金改善額に計上する。』~~

というのは誤りで、あくまでも同じ条件の職員を「比較対象である平成 20 年度下半期」に採用した場合との差額のみが賃金改善額となる。